

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 5年 4月 1日～ 令和 8年 3月31日までの 3年間

2 内容

目標1：従業員の各月ごとの平均残業時間数を25時間以内とする。

<対策>

- 令和 5年 3月 所定外労働の現状を把握する。
- 令和 5年 4月～ 「勤怠管理システム」を活用し、タイムリーに時間外を把握する。
- 令和 5年 5月～ 定期的に状況を確認し、必要に応じて時間外の低減に向けた対策を講じる。

目標2：従業員の年次有給休暇の1人平均休暇取得日数を12日以上にする。

<対策>

- 令和 5年 3月 休暇の取得状況を把握する。
- 令和 5年 4月～ 計画的な休暇取得に向け、各人が「普通休暇取得計画表」を作成管理する。
- 令和 5年 5月～ 年度中において、取得状況を確認し、計画的な休暇取得に向けた声掛けを行う。

女性の活躍に関する情報公開

(1) 労働者に占める女性労働者の割合（令和5年4月1日現在）（単位：名）

区分	男性 (A)	女性 (B)	計 (C=A+B)	女性割合 (B/C)
社員	80	15	95	15.8%
再雇用者	6	0	6	0.0%
臨時員	11	2	13	15.4%
派遣労働者	1	0	1	0.0%
合計	98	17	115	14.8%

※役員・受入出向者含まず

(2) 男女の平均継続勤務年数の差異（令和5年4月1日現在）（単位：年）

区分	男性 (A)	女性 (B)	差異 (A-B)
期間に定めのない労働者 (社員)	14.6	17.1	-2.5